

許 可 書

西日本エムシー 株式会社
代表取締役 久米 幸一朗 殿
(事業者番号 910006785)

令和4年12月21日付け申請による一般貨物自動車運送事業の経営については、次の条件を付し許可する。

許可に付す条件

1. 許可の日から1年以内に運輸開始すること。
2. 事業用自動車は、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の上積みである一般自動車損害保険（任意保険）等に参加しなければならない。
3. 運輸開始前には、運輸局長の承認がなければ事業計画または事業施設概要書の記載内容を変更してはならない。
4. 運輸開始までに社会保険等加入義務者が健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険に加入すること。
5. 運行管理者及び整備管理者の選任届を事業開始前（整備管理者の選任届については、選任後15日以内に運輸開始する場合にあっては、選任後15日以内）に提出すること。

令和5年3月28日

九州運輸局長 吉永 隆博

